

東日本大震災復興関連事業チェックシート  
(平成23年度第3次補正予算)

(環境省)

<b>事業名</b>	放射性物質汚染廃棄物処理事業		<b>担当部局</b>	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部	<b>作成責任者</b>			
<b>事業開始・終了(予定)年度</b>	平成23年度/25年度		<b>担当課室</b>	廃棄物対策課	廃棄物対策課長 山本 昌宏			
<b>会計区分</b>	一般会計		<b>施策名</b>	4-3 一般廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)				
<b>根拠法令 (具体的な条項も記載)</b>	平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法 第3条ほか		<b>関係する計画、通知等</b>	-				
<b>事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)</b>	本事業では、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」に基づいて、放射性物質に汚染された災害廃棄物の処理を実施し、環境の汚染による人の健康又は生活環境への影響を速やかに低減することを目的とする。							
<b>事業概要 (5行程度以内。別添可)</b>	災害廃棄物の処理については、特に高濃度に汚染されたものを除いて、「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針(マスタープラン)」(平成23年5月16日)に従って処理を進めることとなり、平成26年3月末までを目途に中間処理・最終処分を進めることとされている。本事業においては、放射性物質によって汚染された災害廃棄物を最大限迅速に処理するため、平成23年度には、計画策定、仮置場設置、仮置場への収集運搬、分別・破碎、及び仮設焼却炉の建設着工等を、平成24年度には建物解体、二次運搬、処分(焼却・リサイクル)を進め、平成25年度末までに処理を完了する予定。							
<b>実施方法</b>	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
<b>23年度予算額 (単位:百万円)</b>	当初	第1次補正	第2次補正	第3次補正	計			
				45,148	45,148			
<b>成果目標 (アウトカム)</b>	成果指標	単位	目標値		活動指標 (アウトプット) <small>※上段( )書きは予算措置の累積に係る見込み</small>	活動指標	単位	23年度活動見込
			23年度	( )年度				
	放射性廃棄物の全量が完全には把握できず、目標を立てられない。					放射性廃棄物の全量が完全には把握できず、目標を立てられない。		( )
<b>単位当たりコスト</b>	(円/ )			<b>算出根拠</b>				
<b>事業所管部局による点検</b>								
項 目				内 容				
「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原則や施策の考え方との整合性がとられているか。				放射性物質に汚染された災害廃棄物等の処理は、最優先課題の1つであり、諸原則や施策の考え方と整合性が取られている。				
被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。				被災地における放射性災害廃棄物の撤去は復旧のために迅速に行うべき事業であり、優先度の高い事業である。				
効果的な事業であるか(より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との役割分担、客観的な将来見通しなど)。				あらかじめ対策地域内廃棄物の効果的・効率的な処理計画を策定の上、事業を行うこととしている。				
費用対効果や効率性の検証が行われたか。				-				
国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。				上記法律により、明確にされている。				
他の事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっているか。				「中間貯蔵施設検討・整備事業」と緊密に連携しつつ、計画的に実行される。				
事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになっているか。				上記法律に基づいて、国は対策地域内廃棄物および指定廃棄物の処理を迅速に行う必要があることから、あらかじめ処理計画を策定の上、計画的に執行することとしている。				

注1. 「活動指標(アウトプット)」欄の「活動見込」については、23年度第3次補正予算に係る分について記載すること。なお、既に成立している23年度予算(第2次補正予算を含む。以下同じ)若しくは23年度予備費で措置している事業の追加措置の場合については、上段カッコ付で累積の見込みを記入すること。

注2. 「単位当たりコスト」欄については、23年度第3次補正予算に係る分について記載すること。なお、既に成立している23年度予算若しくは23年度予備費で措置している事業の追加措置の場合については、上段カッコ付で「(23年度1次補正 × ×円/ )」などと記入すること。

注3. 「内容」欄には、すべての点検項目毎に点検の結果及び方法、これらの客観的な根拠について具体的に記入すること。